

災害に便乗した消費者トラブルにご注意ください!

台風や大雨など、災害時には、それに便乗した様々な悪質商法が多数発生します。災害に便乗した商法には十分注意してください。

不審な電話や訪問、勧誘など、困ったときや心配なときは、お近くの消費生活相談窓口（局番なしの「188」（消費者ホットライン））に、ご相談ください。

また、ご近所やお知り合い、周りの方々にも伝えるなど、注意喚起にご協力ください。

「保険の手続きを代行・サポートします!」?(事例とアドバイス)

○「火災保険を利用すれば自己負担なしで屋根などの修理ができる。」と、業者が訪ねてきた。保険申請も代行してくれるというので契約したが、後日、不信感を覚え解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。

- ➡まずは保険を契約している損害保険会社や損害保険代理店に、直接相談しましょう。
- ➡災害で住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の業者から見積りを取ったり、周囲に相談したりした上で、慎重に契約しましょう。

だまされないで!「早く・今なら・無料で」(事例とアドバイス)

○「無料で排水管の点検をする。」と、業者が訪ねてきた。点検後に「早く洗浄した方がよい。今なら〇万円までできる。排水管が詰まると高額の修理費がかかる。」と言われ、契約をしてしまった。

- ➡「今日やらなければ、もっとお金がかかる。」などと言われても、その場で契約せず、家族や周囲の人に相談し、必要ない場合はきっぱり断ることが大切です。
- ➡「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に不安をあおって清掃や工事などの契約を結ばせる手口です。一度契約すると、別の契約を次々に迫られるケースもあるため、安易に対応しないようにしましょう。
- ➡契約してしまっても、クーリング・オフや取消し等ができる場合がありますので、まずは消費生活相談窓口にご相談ください。

不審に思った時、被害にあった時は早めに相談を!

お近くの消費生活相談窓口

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (10時から16時)

または、

千葉県消費者センター 相談専用電話 047-434-0999

受付時間：(月～金) 9時から16時30分 (土) 9時から16時 ※祝日・年末年始除く

犯罪等の被害に関すること

千葉県警察本部 相談サポートコーナー 043-227-9110 又は #9110

受付時間：月～金(祝日・振替休日を除く) 8時30分から17時15分

災害に便乗した消費者トラブルにご注意ください!

台風や大雨など、災害時には、それに便乗した様々な悪質商法が多数発生します。災害に便乗した商法には十分注意してください。

不審な電話や訪問、勧誘など、困ったときや心配なときは、お近くの消費生活相談窓口（局番なしの「188」（消費者ホットライン））に、ご相談ください。

また、ご近所やお知り合い、周りの方々にも伝えるなど、注意喚起にご協力ください。

被災地以外でも発生！義援金詐欺(事例とアドバイス)

- ボランティアや社会福祉関係団体を名乗り、募金を求める不審な電話があった。
- 市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。
- 「北海道産のカニを半額で買わないか。売上金の一部を義援金にする」という電話があった。
 - ➡公的機関が、電話等で義援金を求めることはありません。
 - ➡振込先がテレビや新聞等で公表している口座番号・名義情報と同一であるか確認しましょう。
 - ➡寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。

台風15号関連の相談事例(出典:国民生活センターホームページ)

- 先日の台風で雨どいが壊れ外壁もはがれた。「火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続の代行と住宅修理を依頼したがやめたい。
- 台風で自宅の屋根瓦がずれ、見積りのつもりで業者を呼んだら、屋根にビニールシートをかけられ高額な作業料金を提示された。仕方なく支払ったが納得できない。

不審に思った時、被害にあった時は早めに相談を!

お近くの消費生活相談窓口

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (10時から16時)

または、

千葉県消費者センター 相談専用電話 047-434-0999

受付時間：(月～金) 9時から16時30分 (土) 9時から16時 ※祝日・年末年始除く

犯罪等の被害に関すること

千葉県警察本部 相談サポートコーナー 043-227-9110 又は #9110

受付時間：月～金(祝日・振替休日を除く) 8時30分から17時15分